

1 計画策定の趣旨等（本編P1～P2）

（1）背景

平成29年2月に『帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針』（以下「基本方針」という。）を策定し、基本方針に基づいて実施する適正規模の確保等に関する取り組みの進め方を示すものとして、平成30年4月に『帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する計画』（以下「全体計画」という。）を策定しました。

全体計画を前期計画と後期計画に区分しており、この度「帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する計画（後期計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

（2）目指す教育の姿

帯広市教育基本計画の基本理念「ふるさとの風土に学び 人がきらめき 人がつながる おびひろの教育」を実現するため、より良い教育環境の整備を進めます。

（3）本計画の位置付け

全体計画は、基本方針に基づいて、適正規模の確保等に関する取り組みの進め方を示すもので、本計画は、後期計画期間（令和7～9年度）の取り組みを示すものです。

（4）計画の期間

全体計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間としており、前期計画期間（平成30年度～令和4年度）と後期計画期間（令和5年度～令和9年度）に区分していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、取り組みが見送られてきたため、後期計画は計画策定時の令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

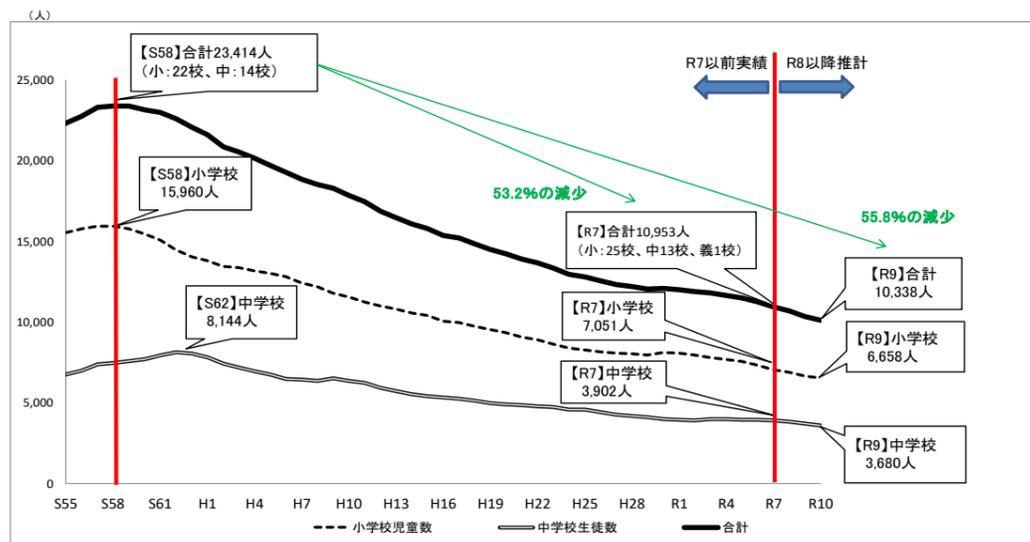
2 児童生徒数等の将来推計（本編P3～P6）

（1）児童生徒数等の推計方法

- 市街地校は「コーホート変化率法 ※」、農村地域は次年度以降もその校区で進学する「単純進行」で推計
- 川西小・川西中学校区は、「コーホート変化率法」と「単純進行」を併用して推計
- ※ 基準となる年における年齢別実績人口をもとに、その基準年から一定期間の年齢別の人口動態を「変化率」として求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

（2）今後の児童生徒数の推移

計画期間の最終年度である令和9年度には、令和7年度対比で小学校及び義務教育学校前期課程の児童数393人（△5.5%）、中学校及び義務教育学校後期課程の生徒数222人（△5.6%）の減少が見込まれ、令和17年度には、小学校及び義務教育学校前期課程の児童数1,155人（△16.3%）、中学校及び義務教育学校後期課程の生徒数980人（△25.1%）の減少が見込まれます。



※ 各年度の5月1日現在の児童生徒数により作成し、令和8年度以降は推計値で作成。
※ 令和4年度に開校した大空学園義務教育学校については前期課程を小学校、後期課程を中学校の人数に合算

（3）学校別児童生徒数及び学級数の将来推計

全体的に学校の小規模化が進んでいくものと見込まれます。詳細は、本編P5～6

3 前期計画期間の取り組み（本編P7）

（1）大空学園義務教育学校の開校

前期計画では市街地で最も小規模化が見込まれる大空中を対象校に選定し、近隣の大空小と統合して帯広市内では初となる施設一体型の義務教育学校を令和4年に開校しました。

（2）小規模交流授業の実施

前期計画期間最終年度の令和4年度に「検討が必要な学校（6学級以下の小学校、6学級未満の中学校、複式学級となる農村部の小中学校）」を対象に近隣校との交流授業（ICTを活用した総合学習や体育の合同授業等）を実施しました。

（3）教育に関する意識調査の実施

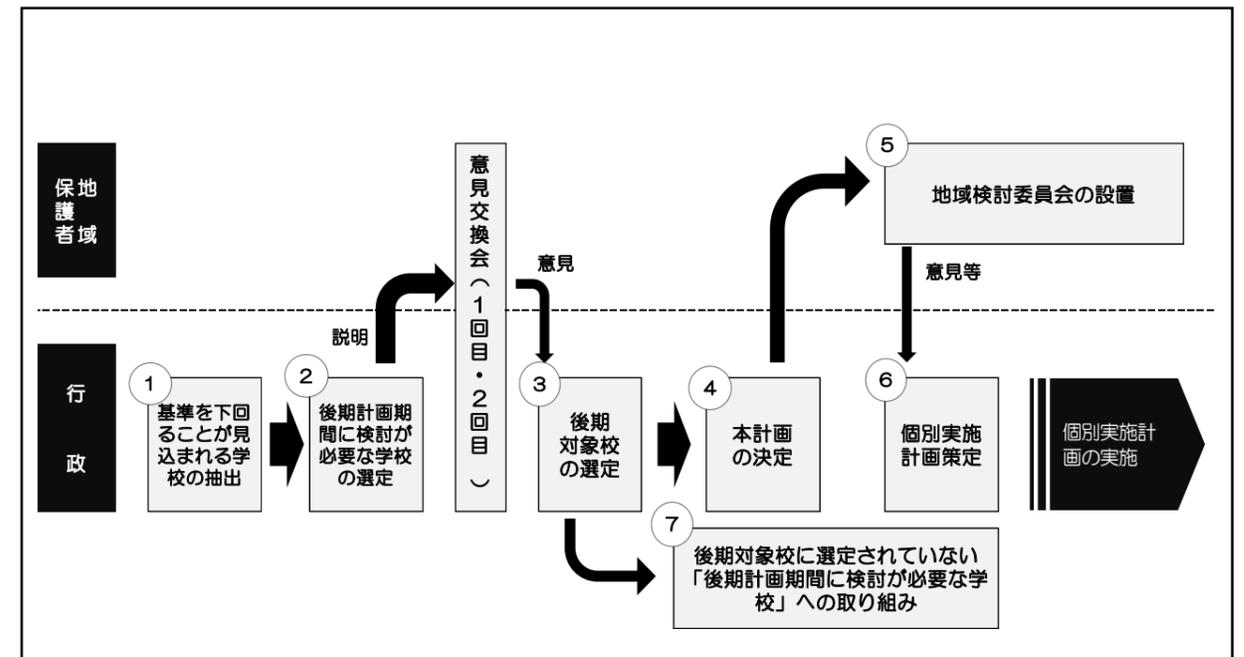
今後の学校教育の推進のための基礎資料とするために、令和5年度に小学校5年生及び中学校2年生の児童・生徒及びその保護者を対象にアンケートを実施しました。

4 適正規模の確保等に関する取り組み（本編P8～P13）

（1）学校の配置状況…市内には、小学校25校、中学校13校、義務教育学校が1校あります。

（2）取り組みの進め方

適正規模の確保等に関する取り組みは、基本方針で定めた「適正な学校規模の基準」を今後も下回ることが見込まれる小規模校について、単に児童生徒数だけを根拠に全ての学校を一律に進めるのではなく、優先度を踏まえた上で計画的に進めるために、教育環境に与える影響や近隣校の状況、保護者や地域住民の意見等を考慮し、早期に取り組むべき学校の選定を行うものです。



① 「適正な学校規模の基準」を下回ることが見込まれる学校の抽出

令和9年度時点で適正な学校規模の基準を下回ることが見込まれる全ての学校を抽出

◆ 適正な学校規模の基準（以下「基準」という。）

小学校	通常学級12～24学級に、特別支援学級を加えた学級数
中学校	通常学級9～18学級に、特別支援学級を加えた学級数
農村地域の小中学校	通常学級1学年1学級以上に、特別支援学級を加えた学級数

◆ 基準を下回ることが見込まれる学校

小学校	帯広小、西小、北栄小、東小、啓西小、花園小、開西小、明和小、森の里小、つつじが丘小
中学校	第二中、緑園中
農村地域の小中学校	清川小、広野小、愛国小、八千代中

※ 大空学園は前期計画期間で取り組みを実施したため除く。

②「後期計画期間に検討が必要な学校」の選定

このため、①で抽出した基準を下回ることが見込まれる学校のうち、令和9年度時点で、全ての学年でクラス替ができない通常学級6学級以下の小学校及びクラス替ができない学年が生じる通常学級6学級未満の中学校で、その後も同じ傾向で推移する学校を「後期計画期間に検討が必要な学校」とします。

また、農村地域では、1学年1学級を下回り、複式学級となる小中学校を「後期計画期間に検討が必要な学校」とします。

◆ 後期計画期間に検討が必要な学校

小学校	西小、東小、花園小、森の里小、つつじが丘小、清川小、広野小、愛国小
中学校	八千代中

③「後期対象校」の選定

②で選定した学校のうち、後期計画期間に具体的な取り組みを進める「後期対象校」を選定

後期対象校	八千代中、広野小
選定理由	<p>(八千代中)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学級編成基準上「複式学級」に該当し、今後も生徒数の増加が見込まれない状況であり、学習活動や学校行事などの集団活動に制約が生じることや教職員の減少により学校運営上の課題が懸念されること。 <p>(広野小)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画期間内に児童数の大きな減少は見られないが、小規模校特有の教育活動（学校行事・集団活動等）上の制約などのほか、進学先である八千代中との小中一貫教育に関する取り組みやコミュニティ・スクールの合同設置など、小中のつながりが極めて強いことから、両校を包括的に検討していく必要があること。 <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広野小、八千代中地区の意見交換会では、学校の小規模化に伴う児童生徒の学校生活などの課題認識から、今後の学校の在り方について具体的な検討を求める意見が多かったこと。

④ 本計画の決定

「後期対象校」の選定後、本計画を決定します。

⑤ 地域検討委員会の設置

本計画で選定した八千代中及び広野小の保護者や地域住民、学校関係者などで構成する地域検討委員会を合同で設置し、適正規模の確保等に関する取り組みについて協議し、教育委員会に意見等を提出していただきます。

⑥ 個別実施計画の策定・実施

地域検討委員会の意見等をもとに、当該校の適正規模の確保等に関する具体的な取り組みを個別実施計画としてまとめます。

⑦「後期対象校」に選定されていない「後期計画期間に検討が必要な学校」への取り組み

対象校以外の学校についても、児童生徒数の減少が進むと見込まれるため、近隣校との交流などを通じて、児童生徒がより多くの仲間との学び合い等を経験するなど、学校の小規模化による影響の緩和に努めるとともに、今後の取り組みの推進に向け、保護者や地域住民への情報提供や意見交換などを行います。

5 適正規模の確保等に関する取り組みにあたっての留意事項（本編P14～P15）

(1) 地域協議に向けた基本姿勢

保護者等への配慮	行政の考え方を説明する機会、保護者や地域住民の意見を聴取する機会の確保
通学の安全確保と負担軽減	児童生徒の安全性の確保や負担軽減のための通学手段の検討
地域コミュニティへの配慮	地域とともにある学校づくりへの配慮
情報の提供	広く市民に対する積極的な情報の提供・共有

(2) より良い教育環境の整備

通学区域の見直し	地理的条件、地域コミュニティとの整合、一つの小学校から複数の中学校に分かれた進学区域の解消などに配慮した通学区域の見直し
学校の統合の検討	将来とも児童生徒の増加が見込めず、小規模化の解消が図ることができない学校については、近隣校との統合についても検討
小規模特認校の指定拡大の検討	農村地域の学校における児童数確保の可能性を広げる小規模特認校の指定拡大を検討
小中一貫教育の推進	小中学校9年間を通じた系統的な教育を目指す小中一貫教育の推進
学校施設の長寿命化計画との調整	長寿命化計画の推進にあたり、適正規模の確保等に関する取り組みとの調整
小規模校を対象とした交流の促進	小規模交流授業を通して児童生徒が集団の中で多様な考えに触れる機会を提供

(3) 旧学校施設の活用方法

統合等により学校として使用しなくなる施設や土地については、地域の意見にも配慮し活用方法を検討します。

6 今後の取り組み

(1) 令和8年3月 教育委員会会議にて『後期計画』の決定(策定)

(2) 令和8年4月以降 八千代中、広野小における地域検討委員会の設置及び個別実施計画の策定

本計画で選定した八千代中及び広野小の保護者や地域住民、学校関係者などで構成する地域検討委員会を合同で設置し、適正規模の確保等に関する取り組みについて協議し、教育委員会に意見等を提出していただきます。

地域検討委員会の意見等をもとに、当該校の適正規模の確保等に関する具体的な取り組みを個別実施計画としてまとめます。

(参考) 本計画策定の経過

(1) 令和6年8月 『本計画(骨子案)』の報告(経済文教委員会)

(2) 令和6年10～12月 『本計画(原案)』策定に向けた地域説明会(1回目)の実施

(3) 令和7年2月 『本計画(原案)』の報告(経済文教委員会)

(4) 令和7年3～4月 『本計画(原案)』に関するパブリックコメントの実施

(5) 令和7年5月 『本計画(原案)』に関するパブリックコメント結果の報告(経済文教委員会)

(6) 令和7年10月 『本計画(案)』策定に向けた地域説明会(2回目)の実施